

お知らせ

令和6年(2024年)10月10日

報道機関各位

函館市総務部人事課

(21-3667)

職員の懲戒処分について

このことについて、別紙のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

## 職員の懲戒処分の公表について

次のとおり懲戒処分をしたので公表します。

被処分者の所属等	所属 福祉事務所・管理職 年代 50代 市民部・管理職 年代 50代
事案の概要	当該職員は、福祉事務所に設置された関係団体事務局において、準公金を直接的に管理する立場にありながら、団体の定めによる適切な管理を怠っていたため、令和6年3月に事務局担当職員による窃盗事件を発生させた。
処分内容	減給1月10分の1
処分年月日	令和6年10月10日
その他特記事項	

担当 函館市総務部人事課  
電話 (0138) 21-3667